

官報

号外

昭和二十八年十一月一日

第十七回衆議院會議録第四号

昭和二十八年十一月一日(日曜日)

議事日程 第四号

午前十一時開議

第一 昭和二十八年一一般会計予算補正(第1号)及び昭和二十八年一一般会計予算補正(特第1号)中修正の件

第二 農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出)中修正の件

●本日の會議に付した事件

日程第一 昭和二十八年一一般会計予算補正(第1号)及び昭和二十八年一一般会計予算補正(特第1号)中修正の件

日程第二 農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出)中修正の件

午前十一時三十三分開議

○議長(堤隆次郎君) これより會議を開きます。

第一 昭和二十八年一一般会計予算補正(第1号)及び昭和二十八年一一般会計予算補正(特第1号)中修正の件

○議長(堤隆次郎君) 日程第一、昭和二十八年一一般会計予算補正(第1号)及び昭和二十八年一一般会計予算補正(特第1号)中修正の件を議題といたします。本件について大蔵大臣から發言を求められております。これを許します。大蔵大臣小笠原三九郎君。

〔國務大臣小笠原三九郎君登壇〕
○國務大臣(小笠原三九郎君) 政府はさきに昭和二十八年一一般会計予算補正を提出し、目下御審議をお願いいたしておるのでありますが、諸般の事情を考慮し、これに修正を行うことにいたしましたのであります。

ここにその概要を御説明いたします。第一は、冷害対策費を四十五億円増額したことであり、すなわち、そのうち十五億円は農林漁業金融公庫の出資の増加に充て、三十億円は災害対策予備費を増額することとした。第二は、右に關連し、農業保険費の追加額を四十五億円減額したことであり、

以上が修正の要点であります。これにより、昭和二十八年一一般会計予算の歳入歳出総額には何ら異動を生ずるものではありません。何とぞ御承諾あらんことを切望いたします。第であります。(拍手)

○議長(堤隆次郎君) 質疑の通告があります。順次これを許します。山本幸一君。

〔山本幸一君登壇〕

○山本幸一君 私は、日本社会党を代表いたしまして、ただいま提案の保守三派妥協による政府修正予算案について、次のことき、二、三の質問を試みたいと思つてあります。

そも、今國會は、二、三日來同僚議員諸君から強く政府の所信をただしている通り、今次大災害を初め、MSA問題、李ライン問題のほか、労働階級が切実に要求する給与問題などを審議するために、かね／＼われ／＼が要求して来たものでございます。しかる

ところ、政府は、いたずらに今國會開會を遅延いたしました。われ／＼の強い請求によつて、ようやくして過くる二十九日開會の運びに至つたのであります。しかし、わずか一週間の短期日をもつて、結局この大災害対策を救済措置により一時を緩和しようといはして、それが判明いたしておるのであります。(拍手)さうにまた、吉田内閣の最近きわめて顯著な失政の数々をつかれるのをおそれ、國民に対して不親切きわまる短期國會として、強引に押し切つたものにほかならないのでございます。(拍手)われ／＼は、今國會冒頭において、かくのごとき強硬的な國會では、政府の所信を十分に審議することができないことを指摘して来たことは御承知の通りであります。しかるところ、われ／＼の指摘はまさに的中いたしました。遂に、先ごろようやく政府提出冷害対策予算案の審議が終つたばかりであるにもかかわらず、今日突如として、保守三派が、事もあらずに、國會の外において、國民の目をおおい、やみ取りによる修正協定を結び、政府またこれに屈服し、再び政府の手によつて修正案がここに提出せられたということは、國會無視もはなはだしく、(拍手)さらにまた國會の權威失墜これ以上のものはなく、まことに言語道断と言わなければなりません。(拍手)

そこで、私が質問せんとする第一点は、予算修正の政治的責任でございます。ただいまも申し上げた通り、修正予算の経過を見ると、國會の外におけるやみ取りによる政府はぬけ／＼と提出して来たのでございます。元來、今次の冷害対策については、過ぐる十六國會の疲れをいやすひまもなく、われわれ議員が引續いてこれが対策にとつ組み、検討に検討を重ねて来たものでございます。その結果、超党派によつて議がまとまり、國民の期待にこたえるべく懸命な努力を払つて来たことは、國民を初め、政府のよく知るところであると思ひます。このわれ／＼の超党派的努力は、関係常任委員会においても、あらゆる困難を乗り越え、今日まで満場一致の態度をもつて必要案件を決定して来たのであります。従つて、當然政府はこの國會の意思を尊重し、その実現に努力すべきことが政府の責任であることは言ふまでもございせん。(拍手)しかるところ、わずか一日か二日して今日までの超党派的決定を蹂躪し、あまつさえ、でつち上げられたところのやみ取り修正予算案の提出は、被害農家を初め、國民の意思をこれほどないがしろに扱つたことはかつてないと言わなければならぬのであります。(拍手)

昭和二十八年十一月一日 衆議院會議録第四号 昭和二十八年年度一般會計予算補正(第一号)及び昭和二十八年年度特別會計予算補正(特第一号)中修正の件

六〇

自由党初め、保守三派の諸君は、先ごろ来災害地をまわつて来られ、罹災者諸君に一体どんなことを約束せられたのでありましょうか。この際諸君はよく自分の胸に手を当てて反省していただきたいと思つております。(拍手)さすれば、いかにつらあつかましい諸君といえども、(つらあつかましいとは何だ)と呼び、その他発言する者多し)もし一片の人間の良心があるならば、はずかしくて、とうてい罹災者諸君に合せる顔もないことを思い出すことができるであらう。(拍手)

さらに吉田内閣も、かくのごとき理不尽なやみ取引をあえて行ひに至つては、そのこじき根性は真に嘆かわしい次第と存するのであります。(拍手、発言する者あり)すなわち、吉田首相の態度は、一見政権に淡々たるごとくに見えかけているのでありますが、今度の修正予算の経過を見ても、まったく政権欲に汲々としているの事実を国民の前に完全に暴露したと考えるのであります。(拍手)また、改進黨、鳩自

党の諸君も、今日まで災害地の復旧に努力すると宣伝したり、あるいは日本の国政を正しくするために吉田ワシ・マン首相の退陣を口癖のように主張しながら、吉田首相から解散のあいぐちを突きつけられると、国民への約束などはどこ吹く風で、とたんに青葉に塩となつてゐるではありませんか。(拍手)すなわち、皆さんは、自己保全の

ためにはいかなる醜態なる取引をもあえて行ふという、恥知らずの態度と言わなければなりません。これをまた私に言わせるならば、こじき根性と非難せられても、一言半句の弁解の余地もないと申し上げても過言ではございません。(拍手)さらに、今回のごとく、超党派対策に対する政府並びに保守三派の不慣行は、われ／＼に対する完全な挑戦的態度であつて、今後国会審議をいたすに退却せしめる結果となつても、これはあげて政府並びに保守三派諸君の責任であることを断言するのであります。(拍手)われ／＼

は、この事実を国民に暴露し、あくまでも被害の実情に即した対策を持ちつつ、断固戦う決意をいよく強めるに至つたのであります。政府は、私が先ほどから申し上げております通り、本国会における超党派的决定による対策内容を知りつつ、あえて国会の外の修正協定に屈服した理由は一休那辺にあるのか、吉田総理大臣の明確な御答弁を要求するのであります。(拍手)さらにまた、かくのごとき国会無視のやみ取引修正予算案をぬけぬけと提出する政治的責任はきわめて重大であると思われませんが、吉田総理はその責任の所在を明らかにしていただきますかと思つて次第であります。

第二点は、小笠原大蔵大臣は、昨日の本会議場における答弁で、絶対に信念を持つて予算を組んだと、特別に大きな声をして強調せられたのでござい

ます。われ／＼は、あなたが信念のある人であるとは考えておりません。あなたの信念は、それは信念ではなく、しんのない人だと私は再確認をいたしましたのであります。

そも／＼、あなたは、さきに水害特別対策委員会で、被害総額二千六百億に基き、これの国庫負担分を一千八百億と確約せられたのであるから、当然三・五・二の年度割によれば、初年度においてはその三〇％の割合を実施しなければならぬことは、万々承知のことと思つてあります。今回の修正予算案によれば、ぐんと下目に見た千五百六十億に減額せられたのであります。それにしても、その三〇％は四百数十億になるにもかかわらず、わずか三百億を計上し、その差引残余金は、つなぎ融資として必要に充てて運用すると言われるのでありますが、これはまことに不可解なことであると存じます。何となれば、ただいま申し上げた通り、つなぎ融資は必要に充ててでありますので、そうなれば、政府のかつてない見解で、必要なものを必要でないと断定するならば、実行されなくともよいというような解釈がされがちであるからであります。もちろん、この実行の可否にあたつては、たといやみ取引妥協案を結ばれた保守三派の諸君といえども、責任をもつて実行され

ると強弁されるかもしれないのであります。すなわち、解散の一口で腰だけになるような諸君では、とても国民を初め私どもは信用することができません。(拍手)また、吉田内閣に至つては、今日までの行状を見れば明らかなく、とうてい信用できると考えることができないのであります。皆さんも御承知のように、池田特使が今アメリカにおいて日本の再軍備をおくめんもなく折衝しているが、この池田特使の資格について、吉田首相の答弁によれば、池田君は私個人の特使であると称し、自分かつてに公私の使いわけを決定するがごとき不心得きまゐる態度や、また事実上再軍備の増強をどし／＼やりながら保安隊の増強なりと称し、白を黒と言いかえ、さきから言ひくくるめるような吉田内閣に対して、何人が信頼することができましようか。(拍手)

さらに重要なことは、ただいま申し上げた、つなぎ融資を修正予算案の三百億に加えることによつて、初年度三〇％の実行ができると政府は言われるのであるが、そうだとするなれば、なぜこれを完全な科目別に正式に予算に組みなかつたのかと私は言うのであります。それを組み込まなかつたところを見れば、つなぎ融資の運用を行わな

い場合もあるという含みが見られるばかりでなく、たとい運用されるとしても、どの方面にこれを充てようとするのか、まるつきり内容が明らかではござい

ません。私はこうした予算編成には大きな疑問を持つものであります。が、この際大蔵大臣は、国庫負担分一千八百億を一千五百億に減額せられた内容を明らかにされたいと、つなぎ融資の使途を明確にしてい

たいと存するのであります。

第三点は、冷害対策費百十五億とあるが、これはさきに政府提出予算の七十億に対して、今回農業共済保険金より四十五億を削り、これに充當してゐるのであります。かくのごとき措置こそ、農民をばかにするものではないだしいと存する次第であります。(拍手)すなわち、この措置は、たかが自分の足を食ふのと同じであつて、言いかえれば、農民のからだのある箇所を削り取り、他の箇所にくつつけて、痛いのがまんしろという残酷なやり方と思われるのであります。(拍手)加ふるに、こつたやり方は、今後農業保険金不足補填費の処理問題に重大な支障を来すことは当然予期せられるところでございますが、このたこの足のやりくりは、冷害対策の意義をまつたく失うものであつて、政府は、かかる場合、いかなる措置を考へてゐるのか、私は承りた

たいと思つてあります。

最後に、政府並びに保守三派の諸君は、今次災害以来、鳴りもの入りで救農国会、救農国会と呼びかけて来られたのであります。が、一体、ただいま述べました三点の事実から、どこを押せ

ば救農国会の救農国会らしいところがあつたであらうか。(拍手)私はあえて申し上げます。本日以後、政府並びに諸君は、救農国会など大きな口をきくことは誠に慎んでいただきたいと思ふのであります。(拍手)それどころか、日本は外国より侵略せられると称して、ことさらに国民をおどかしつけ、あえて他國を刺激させるような再軍備費はこれを惜しげもなく計上し、せつかく平和持続の現状をして外國の手先のために使われたり、また外國の安全保障に日本人の犠牲をしいて、いたづらに戦争の危機を早めるような再軍備費を、何ゆゑ冷災害にこれを使つて國民を救おうとしないのか。

今、災害地の國民は、口をそろえてこの点を強く要求していることを、諸君は知らなければならぬと思ふのであります。さらにまた、数百億の防衛費の使い残りがあつてもかかわらず、他方において、罹災農家を始め、國民が深刻にして困憊し切つた生活状況を訴えつつある今日、何ゆゑこれらの金をまわそうとされないのか。これらの処置をとつてこそ初めて政府及び保守三党諸君の救農国会のかけ声が名実ともになつたと言へるのであります。(拍手)

今や、國民は、政府並びに保守三派諸君のかような冷淡な処置に怨嗟の声をあげつつあることを、よく諸君は知らなければならぬと存じます。政府並びに保守三派の諸君は、アメリカのた

めや一部大資本家のための施策をやつてゐるとは、よもや言われぬであらうけれども、今日の事実は事実として、國民をこまかすことは絶対にできないと思ふのであります。真に政府並びに保守三派の諸君に一滴の血や涙があるならば、この際再軍備費用、すなわち防衛費用をもつてこの窮状を救ふことが当然の措置であると思はれるのであります。

私は、以上これらの諸点に關し責任ある政府側の答弁を要求して、私の質問を終りたいと存するのであります。(拍手)

〔國務大臣吉田茂君登壇〕

○國務大臣(吉田茂君) 答へいたします。今回、政府は、諸般の事情を考慮し、またこの補正予算がすみやかに成立、実施することを希望いたす結果、補正予算修正案を出しましたが、これは政府の基本方針に何ら影響するところがないことを確信いたすものでございませう。

〔國務大臣小笠原三九郎君登壇〕
○國務大臣(小笠原三九郎君) 答へいたします。被害報告二千六百二十億圓というところについてお尋ね、その通りであります。報告はその通りであるが、その後過去三箇年の実績に基く査定及び業種別等の査定を加えた結果、千五百六十五億となつた次第であつて、當時の状況とその後調査の結果が違つておる

ということについては、昨日來本議場でも詳しく申し上げましたから、速記録をごらん願ひたいと存じます。

なお融資につきましては、個々の工事の進行状況につきまして実地調査の上で、資金運用部資金等より方法を講ずるのであります。これについてはすべて実情に即することを主としてしております。

さらに、農業再保険特別会計繰入れ四十五億圓を減じて冷害等対策費を増加した云々ということでございますが、これによる不足分につきましては、融資等につき特別な考えをする意向であります。

○議長(堤康次郎君) 中井徳次郎君。

〔中井徳次郎君登壇〕

○中井徳次郎君 私は、日本社会党を代表いたしまして、政府がたゞいま提出されました補正予算の修正案について質問を行わんとするものであります。

五月以降数次にわたる風水害に見舞われ、加うるに全国的な冷害を伴ひ、災害総額はきわめて膨大な数字に上つてゐるのであります。まさに国破れて山河また荒れんといはれておるのである。翻つてわが国財政史をひもときますに、明治維新以後、その国情よりいたしまして、うるわしき国土を守るために、災害には実は非常に多くの資金を優先的に投入して参つております。昭和十一年、二年までは、実はその

年に起つた災害はたいへいその年度に処理されておるわけでありませう。しかるに、軍事予算の総予算の中に占める割合が増大するに及びまして、すなわち支那事變の勃発前後になつて、災害がその年に処理できないようになつて参つたわけでありませう。國民生活の安定を中心とする予算、あるいは生産に振り向けらるべき予算は、かくて逐次縮小の一途をたどつたのである。この結果は、今回の災害を招く直接的、間接的原因となつております。従つて、われわれは、これをとりもどすために全力をいたさねばならぬのであります。(拍手)再軍備費よりもまず國民生活の安定をはかれないのは、この点のみでも十分なその存在理由があるのであります。(拍手)

小笠原大蔵大臣は、十月二十九日、当本会議におきまして財政演説を行われ、今回の災害は、概算国家負担部分は千五百六十五億圓、それに対して今回の補正予算の総額は五百十億圓を上まわることは、まず第一にそのような財源がない、次にインフレになるので、通貨安定のために、どうしてもこの程度の予算にとめなければならぬ、これは信念をもつて言う、しばしば大きな声で論じておられたのである。(拍手)この金額は、今回の災害に對し、全体としてわずかに二割にも及ばない少額であります。がゆゑに、われわれは、この金額ははなはだ不満で

ある、財源はないはずはないと、たびたび申ししたのであります。大臣は幾度も原案を固執されて来たのであります。にもかかわりませず、三十日夜に開かれた保守三派の補正予算の修正の折衝で、三党協定が発表されるやいなや、ただちにその案に同調されました。政府みづからが補正予算を修正して国会に本日提出されるという、まことにみごとなる転身ぶりを示されたのであります。(拍手)私も、このことについて、予算の増加についてはもとより反対するものではありません。かえつて、もつと増加を要求したいのであります。ただ、その内容において、その修正の手段方法において、またその不明確なる政治的責任において、まことに承服できない点が多々あるのであります。

以下二、三、私は吉田総理大臣、小笠原大蔵大臣、戸塚建設大臣、塚田自治庁長官にその所見を伺いたいと思ふのであります。

まず第一に、建設大臣にお尋ねいたします。今回の災害予算の編成に際しましては、大臣は非常に苦勞をなさいました。閣議を病氣で欠席されるほど苦勞をなされたのであります。しかし、残念ながら、その結果は、建設省所管の災害予算約百七十八億圓をとるために、本年八月せつかく成立いたしました予算のうちから、成立早々本予算において約四十億圓、また住宅公庫

昭和二十八年十一月一日 衆議院會議第四号 昭和二十八年度一般會計予算補正(特第一号)中修正の件

出資金二十二億圓、合計約六十億圓を割りとなれ、建設予算は結局において、たゞ配當のごとく、百十数億圓の増加に突はとどまつたのであります。災害の遠因の一つは、建設予算の本格的、

基本的工事の実施の遅延にあります。今日、大臣はこの予算を削られること

につきましては、建設大臣といたしまして断腸の思いであつたと御同席申し上げるのでありますけれども、大蔵

大臣の、財源がない、インフレになるという説明によりまして、やむにやまれぬところを、やむなく承服されたとい

私は推察いたします。しかし、今回の修正により、財源が必ずしもないのではなかつた。ただいま、諸般の状況によつて、ちつとも本質はかわつてい

ないと申されましたが、それならば予算の再修正はやめられたらどうか。実はインフレの要因にはならないとい

うような状態になつたのでありますから、この際重大なる建設予算、特に今日三百十八万戸に及ぶという全国の住宅の不足をカバーするための公庫に

対する出資の復活をなせまつ先に強く要求されなかつたのであるか。(拍手)聞

くところによれば、公庫の出資金は、公庫の事務的技術の拙劣と、経済界の

變動に即座せざる旧態依然たる官僚的運営のために、十分なる運営がなされ

ていないといわれる。これが事実といたしますならば、とりもなおさず、現

下日本の最も切実なる住宅問題に對す

る政府の失政以外の何ものでもないのであります。(拍手)この重大なる問題において、建設大臣は、ちと西独の住宅政策でも見習つてはどうかと思つたのであります。

次に、塚田自治庁長官にお尋ねいたします。そも終戦後、災害が大き

く取上げられ、その金額が膨大になりまする裏には、地方財政の貧困という

問題が横たわつております。これは天下周知の事実であります。今日の災害

特別立法において、かなり高率の補助金を認められておりますが、もちろ

ん、災害の性質より申しまして、全部の金額が国庫負担というわけには行き

ません。災害地方の府県、市町村は、まことに財源に四苦八苦であります。一時

融資、つなぎ融資、もちろん必要であります。これはこれに相当不公平があり

ます。といわれております。きよはそこまて質問はいたしません。本質的には、こ

ういふものはあくまで借金であります。(拍手)あくまで地方の負担であります。

災害の自治団体の赤字は起債を認めると言われるかもしれませんが、もとより、これも借金であります。かく

して借金がふえるばかりであります。この際、政府は、思い切つて地方に固

修正に、自治庁関係の予算は少しも頭を出しておられないのは、いかなる理由によるものでありましようか。建設大臣同様、自治庁長官として再度大いに強力に主張すべきものであると思ひます。災害と冷害こそ大部分の地方自治体の本年の最大の問題であると思ひが、この点について、長官の所見、こ

れまでとられた態度について伺いたいと存じます。(拍手)

最後に、政府の今回の補正予算の修正の方法につきましての憲法上の解釈の問題であります。この点について、

吉田総理大臣及び大蔵大臣にお尋ねいたします。

いまさら私が説くまでもなく、予算の提出権は政府に存在し、その予算を審議し修正する権限と義務は国会に存

在するわけでありま。政府がみずから国会に提出した予算を修正する場合

には、原則として、数字について重大なる錯誤があつたか、その他予算の編

成に關する純技術的な問題か、それとも予算提出後の突発的な社会情勢の變化に應ずるものに限定されるべきものと考

えられます。(拍手)かくて初めて、政府として民主主義における責任ある予算の提出、あるいは責任あるその

修正であると言ひことができるのであります。このたびのごとく、保守三

派の補正予算修正の公議をそのまま受入れて、みずから政府がいまだ説明し

たばかりの予算を修正したのは、あく

まで本筋ではないのであります。(拍手)この点について、あるいは先例があると言われるかとも思ひます。しかし、それはあくまで占領下の先例であります。また、たとい先例がありましても、悪い先例は大いに改むべきであります。(拍手)

先般の第十六特別国会における予算委員会、昭和二十八年度本予算は、その最終段階に至りまして、自由、改

進、鳩自によつて大幅に修正されたが、このとき、わが党の河野議員は、この修正された予算に対して、一体政

府が責任を負ふのか、それとも修正した保守三派が責任を負ふのか、それを明示されたといふ、まさに心底をつく

質問をされたのであります。これに對して、答弁は残念ながら区々にわかれま。政府側は、野党もその責任をになつてくれると思つて、改

進党は、修正された部分の予算についてのみ責任を負うと答弁されてゐるのであります。この河野議員の質問は、

実は予算委員会における修正はいけな

いといふことを言つてゐるのではあり

ません。新憲法のもとにおける予算修正のルールを確立せんがための質問であつたと思ふのであります。(拍手)基本的には、政府の予算が、吉田内閣の

ごとき数について弱体な内閣にありましては、将来とも当然政府の原案を国会において修正することがたび／＼あ

るであらうし、またそのことは、新憲法

の精神から言つて、政治的には議論があるといはしても、法的には決して間違つてゐるのではないのであります。(拍手)政府は、それに際しては、その修正が政府の根本方針に著しく反しない限りは、これに應ずるのが

当然の憲法の建前と考えます。しかしながら、その際には、予算成立の責任はあくまで立法機関たる国会にあつて、

予算執行の責任はあくまで行政機関たる政府にあるのが当然であります。こ

こに三権分立の根本精神があるのであります。しかるに、政府は、第十六特別国会における河野議員の質問にお

びえましたのか、とにかく表面を糊塗して予算を通せばよいというわけから、

今回は前国会とまつたく相反し、保守三派の幹事長及び国会対策委員長の話

合ひで、そのまゝの姿で、ありのままに、国会の修正とせずして、原案の修正としたことにつきましては、どなた

の意見に押されたのかは存じませんが、まつたく新憲法の精神を無視し、これを蹂躪した行いと言わねばならぬ

のであります。(拍手)ことに、今回のごとく災害の金額のみが最も重要な

論争になつてゐるときに、一昨日まで、これ以上の予算の修正及び資金の

散布は日本をインフレの道に導くものであるとの信念を強調していた大蔵大臣が、原案をそのままとし、国会にお

において原案を修正することがときは、か
よるな建前をとるに至つたことは、予
算の編成こそが歴代の大蔵大臣の最も
重要な施策である点において、その
心境の変化と、その政治的責任の無節
操について、ただ、あきれるを得
ないのであります。(拍手)

私は早速に申し上げます。大蔵大臣
も、今回の災害地の出身で、事情はよ
くわかつておられるのであります。従
つて、保守三派の修正を国会の修正と
してのむのではなく、原案修正の形で
出されるのならば、何ゆゑ、西日本全
体にわたる災害、東日本を中心とする
冷害、特に食糧を通じて八千五百万全
国民の生活に直結し、最も急を要する
この問題について、当初からはつきり
とした見通しを立て、この保守三派の
線を堂々と出さなかつたのかというこ
とを疑ひたいのであります。もしそれ
大蔵大臣は、自己の信念において三百
億円以上は無理である、しかし保守三
派が修正するならばそれに応じようとい
うお考えであつたならば、会期を七
日間にあつて、限定いたしましたして、最
初の三日間、財源がない、インフレに
なるといふ切つて、まったくむだなが
んばりをやらないで、まず国会を召集
されて、今度の予算はどうしませうと
かと国会に聞いてみたらいかがあつ
たかと思ふのであります。(拍手)それか
ら原案を作成されても遅くはないと思
ひます。私どもは、今回の修正につい

て、憲法の精神から言つて、政府原案
をそのまま国会修正というのならば
少な過ぎるが、前よりはましである、
しかし、いやしくも政府が原案を修正
するということについては、はなはだ
法理的に間違つてゐるものと言わなけ
ればなりません。(拍手)この点に対す
る大蔵大臣の所見を強くうたがひたいと
存する次第であります。

また、この問題に対する総理の見解
をもお尋ねいたします。総理は、筋を
通す、と言つた。この総理大臣は、
将来の慣例になるこのような重大なる
修正について、いかなるお考えをお持ち
になるのであります。最近の政府
の考え、やり方を見るとき、まことに難
き政治が多いのであります。以上
のことが、その一つの例であります。

ことに、内政の問題については、まづ
たく野放しに、場当りの政治でありま
す。終戦後八年、独立後二年の今日、
まづたく抜本的な手を打つべきときが
来てゐると私は信じます。(拍手)調査
調査と何回もやつておりますけれども、
それはいつも官僚の手によつて途
中で消えてしまつております。これは
まことに現内閣の内政力の貧困であり
ます。災害とて、もちろんこのわく外
ではあります。今日、地方財政の困
窮の結果、実に三万円という施設の災
害についてまで中央政府が助成をしな
ければならないという事態に立ち至つ
ております。三万円といへば戦前の百

円ではあります。かような金額の
ものを、中央の建設省や農林省であく
まで正確を期せうとしても期せられる
ものではないとせんが、もし、かよう
なもので正確を期せうとするならば、
膨大な人員と膨大な間接費が中央
地方を通じて必要なのであります。こ
れが現在の財政の貧困の一つの大きな
原因になつております。こんなことを
するよりも、政府は、新憲法に基く主
権在民、地方分権の精神をすなおに受
継いで、地方自治権をもつと信用いた
されまして、法制だけではなくして、
財源においてもこれを大幅に地方に与
えるべきであると私は思うのでありま
す。(拍手)膨大な人員を要する仕事を
一方でどん／＼広めながら、一方では
行政整理、人員縮小、待命制度などを
始終唱へてゐるのであります。かよう
な首尾一貫せられざる政治を、もうい
いかげんに打切られたらどうかと思
うのであります。

以上、簡単であります。私の質疑
を終ります。(拍手)
〔国務大臣吉田茂君登壇〕
○国務大臣(吉田茂君) 補正予算のす
みやかな成立を期するために、さらに
修正案を出しましたことは、先ほど説
明いたしました通りであります。政府がす
でに提案権がある以上は、これを修正
して提案するということは決して違憲
でないといふことは信ずるものであり
ます。

〔国務大臣小笠原三九郎君登壇〕
○国務大臣(小笠原三九郎君) お答え
いたします。本修正案は、三党申合せ
の結果、今回の補正予算五百十億のわく
内であり、政府の基本的な考え方によ
り背馳するものでなく、またこの修正
により災害冷害等対策費に対する補正
予算のすみやかなる国会通過を見て、
一日も早く、実施せられることを希望
するところから、政府において修正を
提案、御承認を求めている次第であり
ます。本修正案は政府の提案になるも
のでございまして、憲法上何らの問
題はないと存じます。(拍手)
〔国務大臣戸塚九一郎君登壇〕
○国務大臣(戸塚九一郎君) お答え申
上げます。住宅金融公庫の件、その
ほか既定経費の節約についてのお話で
ありますが、先般大蔵大臣もしば
しば御説明申し上げておりますやう
に、金融公庫の二十二億を減じました
のは、予算の成立が遅れたとか、その
他の事情もありまして、仕事がだんだ
ん遅れておりましたことはまことに申
訳ないことではありますけれども、事
実上不用になるのじやないかという意味
で遅れたのであります。もし必要が生
じましたら、いつでも支障がないよう
にするつもりであります。なお、建設
省所管の節約が多いというお話であり
ましたが、これは基本が多いのであり
ます。ことに、特定道路につきまして

は、一般会計から融資の方に組みかえ
たのであります。なお、公共事業費の
うちで、河川費その他につきまして
は、特に節約額をきつめて少額にいた
しまして、約二％にいたしております。
そういうわけで、今までも説明があつ
た通りでありまして、この際必要に
応じては復活することはありますけれ
ども、この場合は政府の決定したこ
ろでやつて参るつもりであります。

〔国務大臣塚田十一郎君登壇〕
○国務大臣(塚田十一郎君) お答え申
上げます。このたびの予算には、御
指摘の通り、予算面には地方財政の措
置はいたしてございせんけれども、
必要な財源措置は十分いたしてあるの
でございまして。すなわち、地方が自
身にいたしまして小災害の復旧分百十八
億、それから災害に伴う減収、減免分
が三十五億、その他を含めまして百九
十一億というものの財源措置を考慮い
たしております。その一部分は今年度
の予算にすでに計上してあります。特別
平衡交付金で措置をいたすのでありま
すが、大部分は起債によつて措置をす
ることになつております。この起債の
うち、特例法によりまする分は、御承
知のように、その元利とも二年度以降
においてめんどうを見ることになつて
おります。なお特例法によりません
分も、従来の慣例から申しますなら
ば、平衡交付金によつて、これまた次
年度以降においてめんどうを見ること

昭和二十八年十一月一日 衆議院會議録第四号 昭和二十八年年度一般会計予算補正(第一号)及び昭和二十八年年度特別会計予算補正(特第一号)中修正の件

昭和二十八年十一月一日 衆議院會議録第四号 農林漁業金融公庫法の改正する法律案修正の件 議員の報告

になつておりますので、今度の災害に
よりまして地方負担が増加するこ
とのないよう、十分措置ができる確
信を持つております。なお、地方財政
全般の窮状につきましては、政府にお
きまして再建整備計画を立案中であ
り、なお今国会いたしております税財
政制度の根本的な改正の際に、御指摘
のような御意見を休して十分考慮いた
したいと存じております。

○議長(橋本次郎君) これにて質疑は
終了いたしました。

本件を承諾するに賛成の諸君の起立
を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(橋本次郎君) 起立多数。よつ
て承諾するに決しました。(拍手)

第二 農林漁業金融公庫法の一部
を改正する法律案(内閣提出)中
修正の件

○議長(橋本次郎君) 日程第二、農林
漁業金融公庫法の一部を改正する法律
案中修正の件を議題といたします。本
件について農林大臣から発言を求めら
れております。これを許します。農林
大臣保利茂君。

〔國務大臣保利茂君登壇〕

○國務大臣(保利茂君) 目下御審議を
願つております農林漁業金融公庫法の
一部を改正する法律案の一部につきま
して、ただいま承諾せられました予算
書の修正に伴い、このたび所要の修正

書を提出いたしましたので、その要旨
を御説明いたします。

冷害対策の主要な一環としての救
農土木事業の地元負担分につきましては
は、農林漁業金融公庫におきまして長
期かつ低利の資金を貸し付けることと
いたし、これに充てる資金を増加する
必要が生じましたため、同公庫の資本
金を十億円増加することを提案いたし
たのでありますが、救農土木事業の拡
大その他を勘案いたしまして、同公庫
に対する追加出資十億円を、さらに十
五億円増加いたしました二十五億円に
引上げる必要が生じたのでございま
す。

以上がこの一部修正書を提出いたし
ました理由であります。何とぞ御承諾
あらんことを切望いたします次第でござ
います。(拍手)

○議長(橋本次郎君) 本件を承諾する
に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(橋本次郎君) 起立多数。よつ
て承諾するに決しました。
明日は定刻より本会議を開きま
す。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時二十六分散会

出席國務大臣 吉田 茂君
内閣総理大臣 吉田 茂君
法務大臣 犬養 健君
外務大臣 岡崎 勝男君

大蔵大臣 小笠原三九郎君
厚生大臣 山縣 勝見君
農林大臣 保利 茂君
運輸大臣 石井光次郎君
郵政大臣 塚田十一郎君
労働大臣 小坂善太郎君
建設大臣 戸塚九一郎君
國務大臣 樺方 竹虎君
國務大臣 大野 伴睦君
國務大臣 大野 秀次郎君
國務大臣 木村篤太郎君
出席政府委員

法制局長官

大蔵省主

計局長

農林大臣官房長

渡部 伍良君

純夫君

達夫君

朗説を省略した報告

一、昨十月三十一日議長は吉田内閣

総理大臣申出の、次の者を政府委員

に任命することを承認した。

法制局第一部長 高辻 正巳

法制局第二部長 野本 新一

法制局第三部長 西村健次郎

文部省初等中

等教育局長 緒方 信一

文部省管理局長 近藤 直人

一、吉田内閣総理大臣から提議長宛

去る十月三十日議長において承認し

た津田英外四名及び昨十月三十一日

承認した高辻正巳外四名を同日それ

ぞれ政府委員に任命した旨の通知を

受領した。

一、昨十月三十一日召集に応じた議員
は次の通りである。

北海道第一区選出 吉米地英俊君
青森県第二区選出 木村 文明君
富山県第二区選出 内藤 友明君
愛知県第三区選出 佐藤觀次郎君
奈良県選出 八木 一男君
長崎県第一区選出 馬場 元治君
一、昨十月三十一日常任委員会におい
て、次の通り理事を補欠選任した。
法務委員会
理事 田嶋 好文君(理事田嶋好
文君去る九月二十五日委
員辞任につきその補欠)
大蔵委員会
理事 山本 勝市君(理事山村新
治郎君去る十月二十九日
委員辞任につきその補
欠)

郵政委員会
理事 片島 滯君(理事片島滯
君去る十月二十七日委員
辞任につきその補欠)
一、昨十月三十一日議長において、次
の常任委員の辞任を許可した。
地方行政委員会
吉田 重延君 山中 貞則君
法務委員会
山崎 岩男君 渡邊 良夫君
外務委員会
大橋 忠一君
文部委員会
山中 貞則君 吉田 重延君

農林委員
原 茂君 久保田 登君
通商産業委員
川上 貫一君
運輸委員
青木 正君
郵政委員
八木 一男君
電気通信委員
山本 幸一君
建設委員
青野 武一君
予算委員
武蔵野十郎君
決算委員
河野 一郎君
議院運営委員
細道 兼光君
懲罰委員
井手 以誠君
一、昨十月三十一日議長において、次
の通り常任委員の補欠を指名した。
地方行政委員
山中 貞則君 吉田 重延君
法務委員
青木 正君 田嶋 好文君
外務委員
川上 貫一君
文部委員
山中 貞則君
農林委員
吉田 重延君 山中 貞則君
山本 幸一君 大橋 忠一君
通商産業委員
久保田 登君
運輸委員
山崎 岩男君
郵政委員
井手 以誠君
電気通信委員
原 茂君
建設委員
山田 長司君
予算委員
予算委員
上林與市郎君 木村 武雄君
決算委員
柴田 義男君
議院運営委員
佐藤觀次郎君
懲罰委員
細道 兼光君

昭和二十八年十一月一日 衆議院會議録第四号